

平成22年1月5日

相続開始前に必要な確認申請

拝啓 社長殿 第38号

税理士 朝倉 令子

相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、相続開始前に経済産業大臣に確認申請をする必要があります。

確認を受ける事項は、

中小企業者が会社であること

上場会社等や風俗営業会社に該当しないこと

特定後継者がいること

特定代表者がいること

特定代表者が保有するその中小企業者の株式等や事業用資産を、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること

特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者または特定後継者の親族に限る）がいること

のいずれにも該当することの確認を受けます。

ただし、 については、必ず確認を受けなければならない事項ではありません。

経済産業大臣の確認を受けていないと、原則として、経済産業大臣の認定が受けられません。すなわち、相続税の納税猶予の特例の適用が受けられないこととなります。

したがって、相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、後継者を確定させ、経済産業大臣の確認を受けることが重要になります。

□ ここでいう、中小企業者とは、以下の会社です。

	資本金	又は	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下

□ 特定後継者とは、次のいずれかの者が該当します

代表者（代表者であった者を含む）が死亡または退任した場合における新たな代表者の候補者であって、代表者から相続・遺贈・贈与により代表者が有する株式等を取得することが見込まれる者

代表者であって、他の代表者（代表者であった者を含む）から相続・遺贈・贈与により株式等を取得することが見込まれる者

□ 特定代表者とは、次のいずれにも該当することが必要です

確認申請時に、代表者（又は代表者であった者）に係る同族関係者と合わせて総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者内で筆頭株主（特定後継者を除く）であること

代表者である（又はあった）当時のいずれかの時点で、代表者である者（又はあった者）に係る同族関係者と合わせて総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者内で筆頭株主であったことがあること